

第1章 公務の執行を妨害する罪

(公務執行妨害及び職務強要)

第95条

- 1 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

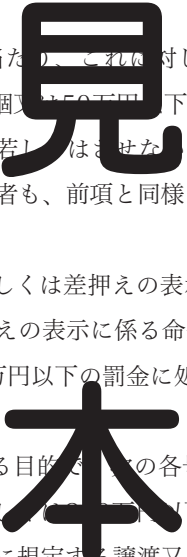
(封印等破棄)

第96条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第96条の2 強制執行を妨害する目的で、この各号のいずれかに該当する行為をした者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第3号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。

- 一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為
- 二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為
- 三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為



(強制執行行為妨害等)

第96条の3 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)

第96条の4 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第96条の5 報酬を得、又は得させる目的で、債権者としての債務に関して、第96条から前条までの罪を犯した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第1節 公務執行妨害 (95条1項)

① 職務質問に対する妨害(一)

被疑者は、平成〇〇年3月1日午後2時10分ころ、東京都中央区〇〇3丁目2番1号先路上において、^③制服で警ら中の警視庁〇〇警察署勤務の巡査甲野^①一郎から挙動不審者として職務質問を受けるや、同巡査にいきなり体当たりをし

て路上に転倒させ、さらに、その背中を数回足で蹴るなどの暴行を加え、^④もって同巡査の職務の執行を妨害したものである。^⑤

② 職務質問に対する妨害(二)

被疑者は、平成〇〇年3月1日午後2時10分ころ、東京都中央区〇〇3丁目2番1号先路上において、^③制服で警ら中の警視庁〇〇警察署勤務の巡査甲野^①一郎から挙動不審者として職務質問を受けた際、その質問に応ぜず、突如逃走したので、同巡査から職務質問続行のためそのあとを追われ、同所から約30メートル離れた同区〇〇3丁目8番^②先路上^③に追いつかれ、同巡査から肩に手をかけられて停止を求められるや、^{②③}同所において、手拳で同巡査の顔面をいきなり数回殴打する暴行を加え、^④もって同巡査の職務の執行を妨害したものである。^⑤

本罪は、公務員が職務を執行する際、これに対し暴行、脅迫を加えることにより成立する^⑤。

保護法益は、公務員によって執行される公務である。

① 客体は、「公務員」である。その意義については、刑法7条に定める。本節①～⑧例の警察官がこれにあたることはもちろんであるが、日本銀行職員など、公務員とみなされる者（日本銀行法19条など）も含む。海上保安官につき、長崎地判平10・6・24判時1648。このように、^②客体が公務員であることを要するので、事実のうちにこれを明示する必要がある。

なお、本罪では、「甲野一郎（当時30歳）」と年齢を表示する必要はない。

② 暴行、脅迫は、公務員がその「職務を執行するに当たり」、これに対してなされることを要する。

その「職務」は、強制力を行使する権力的公務に限らず、強制力を行使しない権力的公務及び非権力的公務を含み、要するに、ひろく公務員の行う職務一般を指す。第③例の解説も参照されたい。なお、威力業務妨害罪は、暴行、脅迫よりも程度の低い「偽計又は威力」を加えて妨害するものであるところ、強制力を行使す

る権力的公務に対して偽計又は威力を加えても、同罪は成立しない（最決平12・2・17刑集54・2・38（第③例の解説⑤59頁・第32章第④例の解説⑤436頁・第⑩例の解説⑤442頁参照））。

職務の性質によっては、その内容、職務行為の過程を個別的に分断して部分的にそれぞれの開始、終了を論ずることが不自然かつ不可能であり、ある程度継続した一連の職務行為として把握することが相当な場合もある（国鉄運転士が乗務終了後終業点検に赴く途中に暴行を加えた事案につき、最決昭54・1・10刑集33・1・1は、乗務と終業点検とは継続した一連の職務とみるべき旨判示。同旨のものとして、最判昭53・6・29刑集32・4・759、最決平1・3・10刑集43・3・188（第③例の解説⑤58頁参照））。そして、その職務行為は、法令上の根拠に基づいて行われた適法なものでなければならず、職務行為の適否は、事後的に純客観的な立場から判断されるべきではなく、行為当時の状況に基づいて客観的、合理的に判断されるべきものである（最決昭41・4・14判時449）。仮に、その職務の執行が適法性を欠く場合、これに対する暴行等が本罪を成立させるかは問題が多い。その暴行、脅迫は正当であるといえる程度に看過しがたい違法な職務執行行為であると法秩序全体からみて認められるかの問題であって、誰でもが認識しうる明白にして重大な瑕疵ある職務執行行為の場合以外は本罪が成立するというべきであろう。

また、「当たり」とは、公務員に暴行等が加えられることにより公務に影響が生じることが防止することが必要であるから、本罪に執行中のものに限られない。最判昭45・12・22刑集24・13・1812は、「本罪は、個別的に特定された職務の執行を開始してからこれを終了するまでの時間的範囲、及びまさに当該職務の執行と時間的に接着しこれと切り離し得ない一体的な関係にあるとみることができる範囲内の職務行為として、その後の判例は、上記の「継続した一連の職務」の考え方を取り入れている。

そこで、事実の記載においても、いかなる職務を執行する場合であるか、そしてその適法性を根拠づける事実も必要に応じて記載しなければならないし、その前提としてその行為が当該公務員の抽象的職務権限、具体的職務権限に属する行為か否か、また、職務行為の有効要件として定められている条件、重要方式が履践されているか否かになどにつき慎重に検討されなければならない（当該職務行為が警職法

による場合のほか、組織法である警察法2条を根拠とする場合には、下位法令の規則、規程、各県警で実施されている取扱要領等をも検討して被疑事実に記載する内容として最も適切なものを記載する）。ごく軽い下位法令の規則に違反する程度であれば、保護されるに値する職務行為であるとした最判昭42・5・24刑集21・4・505も検討されるべき。

第②例での職務の執行は警職法2条1項による挙動不審者に対する職務質問であり、判例は、逃走する者を追い、停止させるため肩に手をかける行為を適法としていて、この点に問題はない（最決昭29・7・15刑集8・7・1137など）。なお、第①・②例については、警ら行為自体が職務執行行為であるが、職務質問という、より個別的な職務執行行為に及んでいないから、これを具体的に掲げるべきであろう。職務質問は、刑法上の行為ではないので、甲野一郎は「司法巡查」でなく、「巡查」である。

③ 本罪が成立するためには、被疑者において、相手方が公務員であり、その職務を執行する際、これに暴行脅迫を加えるとの認識が必要で、これを欠くときには故意が阻却される。したがって、事実の記載に当たっては、これを認識していたことの記載が必要となるが、客観的にその認識がうかがえる事実（制服の着用、私服ならば警察手帳や令状の提示、パトカーなどで駆けつけたとか自己紹介的言動、そして職務執行の内容）の記載があれば、それで足りる。

なお、公務の執行を妨害する意思を必要としない（私恨を晴らす目的でも成立）ので、記載上その妨害の意思の有無は認められる必要はない。

④ 行為は、暴行、脅迫を加えることである。「暴行」とは、公務員の職務執行に当たり、公務員に対し、その執行を妨害するに足りる不法な有勢力を行使することである。本罪の保護法益は公務であるから、公務員の身体に対して直接加えられるものばかりでなく、直接には物に対する有勢力の行使（器物の破壊など）であっても、公務員の身体に物理的に強い影響を与え、公務員の行動の自由を阻害すべき性質のもの、あるいはその職務執行の妨害となるべき性質のもの（間接暴行）であれば、暴行である。

「脅迫」とは、畏怖心を起こさせる目的での害悪の告知行為である。これにより公